25　［略］ 一　［略］ 二　国、基盤機構若しくは国民健康保険団体連合会から電磁的方法により防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第七項に規定する自衛官診療証記号・番号等を含む前号の情報の提供を受けること又は当該提供を受けた情報を電磁的方法により国、基盤機構若しくは国民健康保険団体連合会に提供すること 三　［略］ 26　［略］	25　［同上］ 一　［同上］ 二　国、社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険団体連合会から電磁的方法により防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第七項に規定する自衛官診療証記号・番号等を含む前号の情報の提供を受けること又は当該提供を受けた情報を電磁的方法により国、社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険団体連合会に提供すること 三　［同上］ 26　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○財務省令第六十二号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の一部の施行及び国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百十号）の施行に伴い、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

財務大臣　片山さつき

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条の二　削除	（令第二条第一項第九号ロの財務省令で定めるもの） **第二条の二**　令第二条第一項第九号ロの財務省令で定めるものは、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第九号ロに規定する厚生労働省令で定める者とする。
（令第二条第一項第九号ロの財務省令で定める者） **第二条の三**　令第二条第一項第九号ロの財務省令で定める者は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第九号ロに規定する厚生労働省令で定める者とする。	（令第二条第一項第九号ハの財務省令で定める者） **第二条の三**　令第二条第一項第九号ハの財務省令で定める者は、健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。
附　則 ［1～26　略］ 27　令附則第三条の二第一項の財務省令で定めるものは、健康保険法附則第八条の三の二第一項に規定する最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものとする。 28　令附則第三条の二第二項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を特定組合（同条第一項に掲げる特定組合をいう。第二号及び次項において同じ。）に提出することによつて行うものとする。 一　申出に係る者の氏名、住所及び生年月日 二　その他特定組合が必要と認める情報	**附　則** ［1～26　同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］